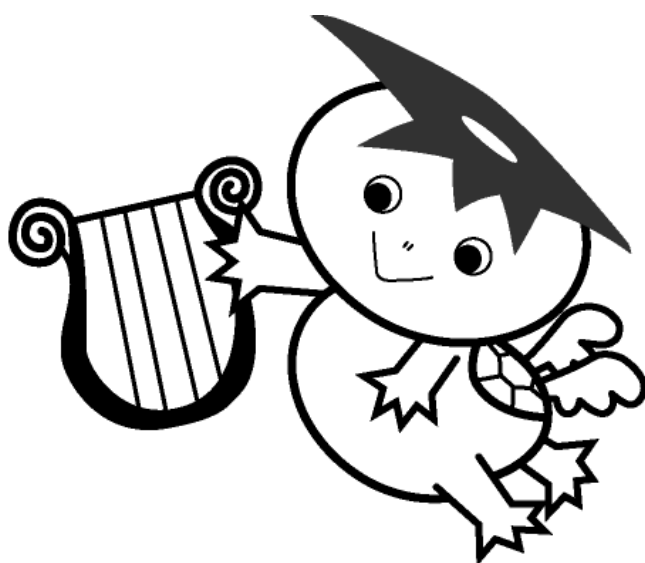

久米南町 高齢者サービスガイドブック



久米南町保健福祉課 令和5年5月作成

ガイドブックをご覧の方へ



介護保険のサービスは、介護区分の度合いや利用サービスの種類などが複雑になっていますが、ガイドブックでは内容をできるだけわかり易く説明しています。

詳しくお知りになりたいとき、またわかりにくいところがある場合は、ご遠慮なくお気軽に下記までお問い合わせください。

※サービスは事前に手続きをしないと受けられない場合があります。
お早めにご連絡ください。

※記載内容については令和5年5月1日現在の情報です。
今後、制度、法令等の改正により記載内容が変更となる場合があります。

お問い合わせ先：久米南町役場保健福祉課
〒709-3614
久米南町下弓削502-1
☎ 086-728-4411(直通)
☎ 086-728-2047(保健師 直通)
☎ 086-728-2090(地域包括支援センター 直通)
FAX 086-728-4414

目 次

相談窓口	1～3
1. 地域包括支援センター	2
2. 各種窓口	3
2-1 久米南町役場 保健福祉課	3
2-2 久米南町成年後見センター	3
2-3 久米南町社会福祉協議会	3
介護保険関係	4～26
1. サービスが必要になったら	5～7
1-1 要介護認定	5、6
1-2 要介護認定区分	6、7
1-3 基本チェックリストを受ける	7
2. サービスを利用するには	8
2-1 ケアプランの作成	8
3. 居宅介護サービス	9～19
3-1 訪問系サービス	9～12
3-2 通所系サービス	13～15
3-3 短期入所サービス	16
3-4 住宅改修・福祉用具	17～19
4. 施設サービス	20～22
4-1 老人福祉施設	20、21
4-2 老人保健施設	21
4-3 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	22
4-4 その他施設	22
5. 利用料金について	23～26
5-1 負担割合	23
5-2 支給限度額	23
5-3 負担限度額（居住費・食費）	24
5-4 グループホームの家賃等助成事業（居住費・食費）	25
5-5 高額介護サービス費	25
5-6 高額医療・高額介護合算制度	26
久米南町独自のサービス	27～35
1. 生きがいデイサービス	28
2. 生活管理指導員派遣事業	29
3. ふれあい・いきいきサロン	30
4. 緊急通報装置等購入補助事業	31
5. 日常生活用具購入補助事業	32
6. 介護者手当	33
7. 障害者等生活支援事業	34
8. デマンド交通カッピーのりあい号	35

認知症関係	36～38
1. 心および認知症の相談日	37
2. 認知症初期集中支援チームによる訪問	37
3. 相談窓口	37、38

介護保険適用外サービス	39～42
1. ほっとパーキングおかやま	40
2. お弁当宅配サービス	41
3. 介護タクシー	41
4. 生活支援サービス	42

相談窓口



1. 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域で生活する高齢者を介護・福祉・健康・医療などのさまざまな面から総合的に支える役割を果たします。

保健師、介護支援専門員、社会福祉士などの専門職員が相互に連携しながら総合的な支援を行います。

◆なんでもご相談下さい。～高齢者の総合相談支援業務～

高齢者の介護に関する悩みや、健康や福祉、医療や生活に関することなど、さまざまな相談に対応します。

例えば、こんな悩み・・・

- ・介護保険のことがよくわからない。
- ・1人暮らしだと受けられるサービスは何があるの？

◆あなたの権利を守ります。～高齢者の権利擁護業務～

高齢者虐待や消費者トラブル、成年後見制度等の相談に応じます。

例えば、こんな悩み・・・

- ・断りきれずに、高額なものを買わされた。誰にも言えないし・・・
- ・子どもの暴力が怖い。
- ・最近、お金の管理が不安になった。

◆あなたの自立した生活を支援します。～介護予防マネージメント業務～

「したいこと」「できるようになりたいこと」を大切に自分らしい生活が続けていくこと、身体が弱ってできなくなったことがまたできるようになること・・・を目的にあなたの意思、意欲を大切にしながら支援します。

例えば、こんな願い・・・

- ・また自分で買い物に行けるようになりたい！
- ・杖なしで歩けるようになりたい！



さまざまな悩みや問題についてご相談ください。

久米南町役場 保健福祉課内

地域包括支援センター TEL 086-728-2090(直通)

2. 各種窓口

2-1 久米南町役場 保健福祉課

高齢者の方の一般的な相談をはじめ、さまざまなサービスについての相談、申請や諸手当の支給事務などを行っています。

◆事務内容

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| ●介護保険に関すること | ●身体障害に関すること | ●精神疾患に関すること |
| ●老人クラブに関すること | ●生活保護に関すること | ●認知症に関すること |
| ●民生委員に関すること | ●健康診断に関すること | |
| ●栄養・健康に関すること | ●高齢者福祉に関すること | など |

TEL 086-728-4411(直通) / 086-728-2047(保健師 直通)

FAX 086-728-4414

2-2 久米南町成年後見センター

高齢者や障害のある方、ご家族、支援者をサポートし、住み慣れた町で安心して自分らしく暮らすことができるよう、成年後見制度に関する相談支援を行っています。

◆事業内容

- | | |
|---------------|-----------------|
| ●センター職員による相談 | ●市民後見人の養成及び活動支援 |
| ●成年後見制度の普及・啓発 | など |

TEL 086-728-2090 (地域包括支援センター内)

2-3 久米南町社会福祉協議会

行政と相互に連携し住民との協働さらには福祉関係団体との緊密な連携を図りながら、地域の福祉を推進していく諸活動に取り組み展開しています。

各種ボランティアやいきいきサロン、家族会などの連絡調整も行っています。

◆事業内容

- | | | |
|------------|--------------|------------|
| ●ヘルパー事業 | ●ふれあいいきいきサロン | |
| ●福祉のまちづくり | ●福祉資金貸付 | ●ボランティアの育成 |
| ●車いす等のレンタル | ●福祉車両の貸し出し | ●祭壇の貸し出し |
| | | など |

TEL 086-728-2000

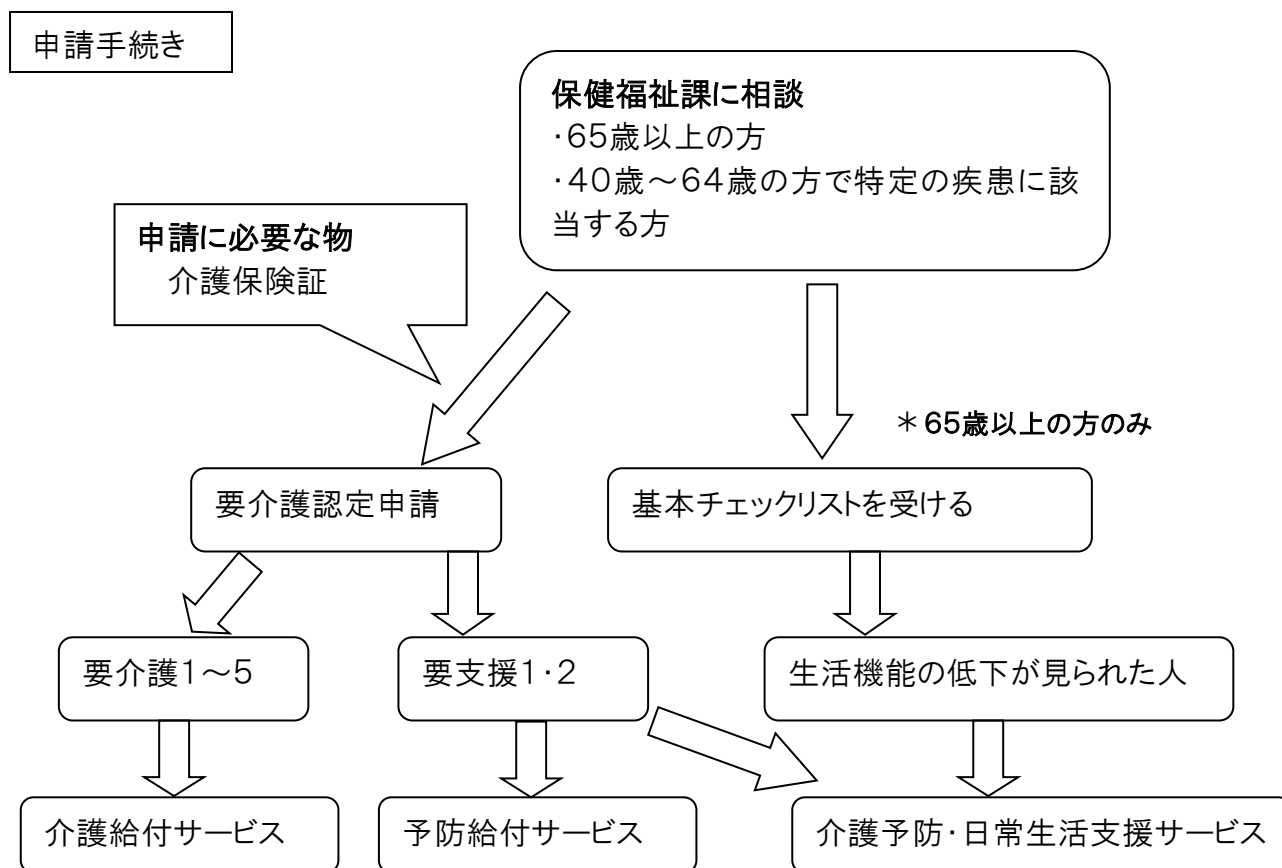
FAX 086-728-3630

介護保険関係



1. サービスが必要になったら

介護保険(予防)サービス、介護予防・日常生活支援総合事業



1-1 要介護認定

対象者: 40歳以上の方で特定の疾患に該当する方(保健福祉課にご相談ください)
: 65歳以上の方(要介護となった要因は問いません)

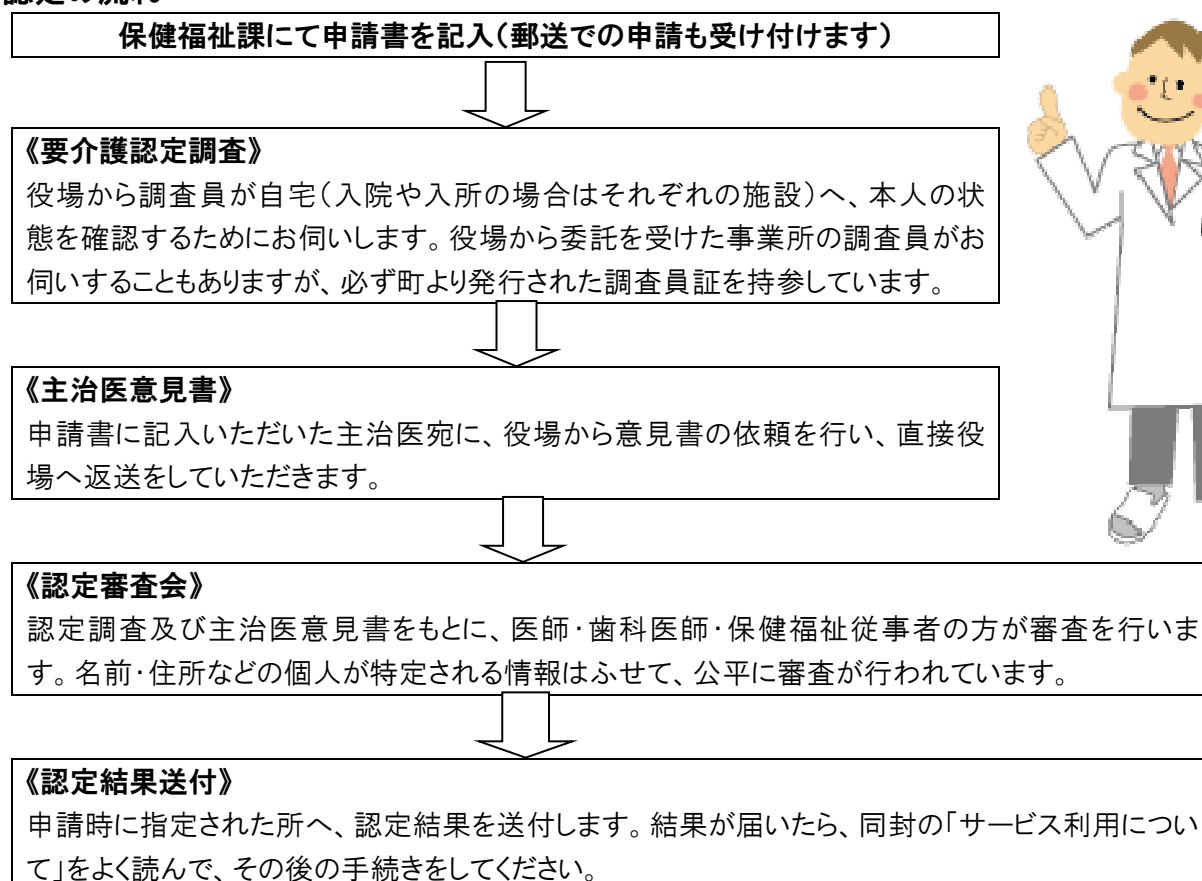
◆手続方法

種 別	内 容	持参するもの
新規申請	初めて要介護(要支援)認定を受けるとき	介護保険証
更新申請	期間満了に伴い、認定の更新をするとき * 期間満了の 60 日前から手続きができます。	
区分変更申請	心身の状態が軽度もしくは重度になり、要介護度に変更が生じたとき	
転入申請	久米南町に転入し、引き続き認定を継続するとき	受給資格証明書(前市町村より発行されたもの)

* 申請書は、所定の様式が保健福祉課にあります。(ホームページからもダウンロードできます)

* 申請の際に、主治医のお名前をお聞きます。複数の病院を受診されている方は、要介護の要因となる疾患について、受診している病院の医師をご記入ください。

◆認定の流れ



1-2 要介護認定区分

◆認定結果区分

要介護状態区分	心身の状態
要支援1	社会的支援を要する状態 ・日常生活上の基本動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、現在の状態が悪化し、要介護状態にならないように支援が必要と見込まれる。
要支援2	社会的支援を要する状態 ・要支援1の状態から、日常生活上の基本動作を行う能力がわずかに低下した状態。
要介護1	部分的な介護を要する状態 ・排泄や食事はだいたい1人でできる。 ・立ち上がりや歩行が不安定。 ・身だしなみや居室の掃除などの身の回りの動作に何らかの介助や見守りが必要。 ・問題行動や理解の低下がみられることがある。
要介護2	軽度の介護を要する状態 ・排泄や入浴などの動作に何らかの介助や見守りが必要。 ・立ち上がりや歩行に何らかの支えを必要とする。 ・身だしなみや居室の掃除などの身の回りの動作全般に何らかの介助や見守りが必要。 ・問題行動や理解の低下がみられることがある。

要介護3	中等度の介護を要する状態 ・ 排泄や入浴などの動作が1人でできない。 ・ 立ち上がりや歩行が自分1人ではできない。 ・ 身だしなみや居室の掃除などの身の回りの動作が自分1人ではできない。 ・ いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。
要介護4	重度の介護を要する状態 ・ 排泄や入浴などの動作がほとんど1人でできず、介助が必要。 ・ 立ち上がりや歩行が自分1人ではできない。 ・ 身だしなみや居室の掃除などの身の回りの動作が1人でできず、介助が必要。 ・ 多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。
要介護5	最重度の介護を要する状態 ・ 意思の伝達が困難。 ・ 生活の全般について全面的介助が必要。 ・ 多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。
非該当(自立)	日常生活動作について、支援が必要ない状態

1-3 基本チェックリストを受ける

対象者：生活機能の低下が見られ、介護予防・生活支援サービス事業を利用したい方

◆基本チェックリストとは、日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するための25項目からなる質問票です。基本チェックリストから、どのような介護予防に取り組めばよいかがわかります。

基本チェックリスト(一部抜粋)

☐ 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか
☐ 6カ月間で2～3kg以上の体重減少はありましたか
☐ 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか
☐ 週に1回以上は外出していますか
☐ 周りの人から「いつも同じことを聞く」などのもの忘れがあると言われますか

* 実施については、保健福祉課へご相談ください。

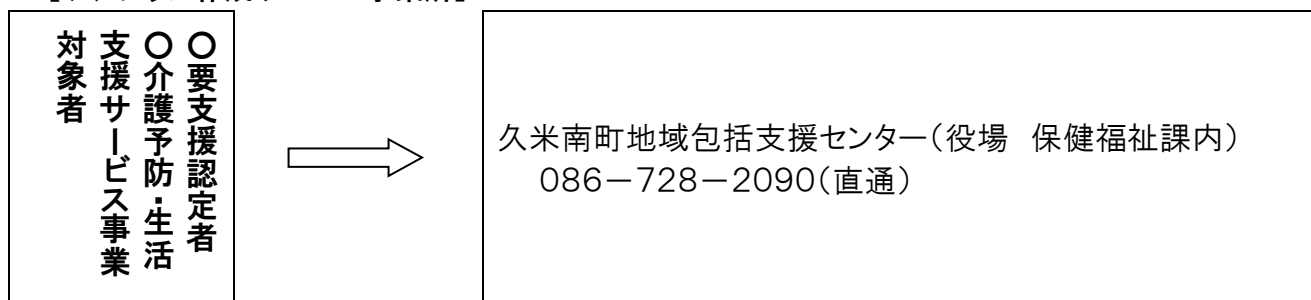
* 相談内容によっては、要介護認定をおすすめする場合があります。

2. サービスを利用するには

2-1 ケアプランの作成

介護認定を受けた後、介護サービスを利用するには、ケアプラン（介護サービス計画）を作成しなければなりません。作成料は無料で、以下のサービス事業所にケアプラン作成を依頼することができます。

【ケアプラン作成サービス事業所】



要介護認定者	➡	
	居宅介護支援事業所イーエスサウスヒルズ	086-728-2721
	居宅介護支援事業所ケアプランセンターもみじ	086-728-0201
	ほのぼの荘居宅介護支援事業所	086-722-4500
	介護支援センターわかば	086-722-9320
	白寿荘中央居宅介護支援事業所	0868-66-2443
	ケアプランセンター平福	0868-28-7230
	岡山福渡・あおいホームケアサービス	086-722-5051
	わがんせ	0868-35-3318
	ケアプランこだま	086-722-4707
	晴れの郷居宅介護支援事業所	0868-64-2205

＊県内、どの事業所でもご紹介できますので、ご要望がありましたら、保健福祉課までご連絡ください。

◆地域包括支援センターとは・・・

保健師・介護支援専門員・社会福祉士がそれぞれにあった個々の生活支援プランを立てます。
いつまでも住み慣れた自宅で生活していけるように、自立を支援していきます。

◆居宅介護支援事業所とは・・・

介護支援専門員（ケアマネジャー）が、それぞれ個別に生活援助プランを立てます。
デイサービスやヘルパー、ベッドのレンタルなど
介護度によって使える範囲が違いますので、ケアマネジャーにご相談ください。



3. 居宅介護サービス

3-1 訪問系サービス

1) 訪問介護

ホームヘルパー(介護職員初任者研修課程修了者)が家庭を訪問し、自力では困難な行為について援助を行います。

要介護1～5

◆サービス内容

○生活援助・・・炊事、洗濯、掃除、買い物など(注：屋外の掃除などはできません)

＊同居の家族が居る場合には利用できない内容がありますので、詳しくは、ケアマネジャーにご相談ください。

○身体介護・・・食事・入浴・排泄の介助、着替えや体位交換、洗髪、身体の清拭等

サービス費用の設定		利用者負担 (1割・1回につき)
身体介護	20分未満	167円
	20分以上30分未満	250円
	30分以上1時間未満	396円
	1時間以上1時間30分未満 (30分を増すごとに+83円)	579円
生活援助	20分以上45分未満	183円
	45分以上	225円

＊上記以外に、加算要件などで別途金額がかかる場合があります。

◆久米南町を指定範囲内とする主な事業所

事業所名	住所	電話番号
久米南社会福祉協議会 訪問介護ステーション	久米郡久米南町下弓削 515-1	086-728-2000
しえんヘルパーセンター	久米郡久米南町山ノ城 399-14	086-728-9115
津山医療生協 ヘルパーステーションまごころ	津山市平福 546-1	0868-28-0877
積善病院 訪問介護事業所オリーブ	津山市一方 140	0868-23-3600

＊上記以外の事業所にも依頼することができますので、ケアマネジャーにお問い合わせください。



要支援1、2

訪問型サービス

◆サービス内容

身体介助を伴わない生活援助・・・調理、洗濯、掃除、買い物など(注:屋外の掃除などはできません)

サービス費用の設定(緩和型)	利用者負担 (1割・1月につき)
週1回程度の利用	1,058円
週2回程度の利用	2,114円
週3回程度の利用 (要支援2のみ)	3,354円

*上記以外に、加算要件などで別途金額がかかる場合があります。

◆久米南町を指定範囲内とする主な事業所

事業所名	住所	電話番号
久米南社会福祉協議会 訪問介護ステーション	久米郡久米南町下弓削 515-1	086-728-2000
しえんヘルパーセンター	久米郡久米南町山ノ城 399-14	086-728-9115

2)生活支援サポーターによる訪問

生活支援サポーターがご本人やご家族からの依頼を受けて、地域の中で安心して暮らしていけるように、生活上の困りごとのお手伝いをしています。

要支援1、2または基本チェックリスト対象者

◆サービス内容

生活支援サポーターによる訪問(カッピーの助け合い)

ゴミ出し、掃除、話し相手などちょっとした困りごとに対応(注:調理、買い物はできません)

サービス費用の設定	利用者負担 (1回につき)
1時間未満	500円

*介護保険外のサービスです。

3)訪問看護

要介護1～5または要支援1、2

医療ニーズが高い方に対して、主治医の指示に基づき、看護師が自宅に訪問して必要な行為を行います。

◆サービス内容

血圧・血糖の管理、バイタルチェック、床ずれの処置、胃ろうの処置 など



【指定訪問看護ステーションから】

サービス費用の設定	利用者負担 (1割・1回につき)
20分未満	313円
30分未満	470円
30分以上1時間未満	821円
1時間以上1時間30分未満	1,125円

* 上記以外に、加算要件などで別途金額がかかる場合があります。

◆久米南町を指定範囲内とする主な事業所

事業所名	住所	電話番号
岡山市久米南町組合立 訪問看護ステーション	岡山市北区建部町福渡 1003-5	086-722-0351
積善病院 訪問看護ステーション レモン	津山市一方 140	0868-25-0800
そよかぜ訪問看護ステーション	津山市中原 385-1	0868-35-3122

* 上記以外の事業所にも依頼することができますので、ケアマネジャーにお問い合わせください。

4)訪問入浴

要介護1～5または要支援1、2

簡易入浴や入浴設備を備えた車で自宅を訪問し、入浴や洗髪、清拭の介助を行います。

	利用者負担 (1割・1回につき)
要介護	1,260円
要支援	852円

* 上記以外に、加算要件などで別途金額がかかる場合があります。

◆久米南町を指定範囲とする主な事業所

事業所名	住所	電話番号
アースサポート岡山	岡山市南区新保 1612-16	086-244-4600
アースサポート津山	津山市東一宮 22-3	0868-27-3511

5)訪問リハビリテーション

要介護1～5または要支援1、2

リハビリの専門スタッフが自宅を訪問し身体機能の改善や動作訓練・日常生活上でのアドバイス等、住み慣れた環境で充実した生活を過ごすことができるように支援するサービスです。

	利用者負担 (1割・1回につき)
要介護・要支援	307円

*上記以外に、加算要件などで別途金額がかかります。

◆久米南町を指定範囲とする主な事業所

事業所名	住所	電話番号
介護老人保健施設 葵の園 岡山福渡 訪問リハビリテーション	岡山市北区建部町福渡 408-1	086-722-3000
内田整形外科医院 訪問リハビリテーション ロドフ	津山市山北 550	0868-23-6524

3-2 通所系サービス

指定の事業所に通い、食事・入浴などの介護やリハビリなどのサービスを受けることができます。

1) 通所介護(デイサービス)

要介護1～5

◆サービス内容

送迎、入浴、食事(昼食)、簡単な機能訓練、
レクリエーションなど



	利用者負担(1割・1回につき) * 7時間以上8時間未満の場合	
	町内(地域密着型サービス)	町外
要介護1	750円	655円
要介護2	887円	773円
要介護3	1,028円	896円
要介護4	1,168円	1,018円
要介護5	1,308円	1,142円

* 上記自己負担のほかに、参加回数分の食事代(600円前後)がかかります。
また、事業所の規模や加算要件によって、事業所ごとに金額が異なります。

◆久米南町を指定範囲内とする主な事業所

事業所名	住所	電話番号
しえんデイサービスセンター	久米郡久米南町山ノ城 399-14	086-728-9115
しえんデイサービスセンター ゆう	久米郡久米南町山ノ城 399-14	086-728-9115
デイサービスセンター ちえ	久米郡久米南町南庄 3161	086-728-4532
白寿荘デイサービスセンター	久米郡美咲町打穴下 412-5	0868-66-2727
デイサービス たけべ	岡山市北区建部町建部上 557-2	086-722-0030
いなほデイサービスセンターいこう	岡山市北区建部町川口 790-1	086-722-4115
いなほデイサービスセンターふらっと	岡山市北区建部町川口 790-3	086-722-4116

* 上記以外の事業所も利用可能な場合がありますので、詳しくはケアマネジャーにお問い合わせください。

要支援1、2**通所型サービス****◆サービス内容**

送迎、入浴、食事(昼食)、簡単な機能訓練、レクリエーションなど

サービス費用の設定(緩和型)	利用者負担 (1割・1月につき)
要支援1	1,505円
要支援2	3,085円

◆久米南町を指定範囲内とする主な事業所

事業所名	住所	電話番号
しえんデイサービスセンター	久米郡久米南町山ノ城 399-14	086-728-9115
しえんデイサービスセンター ゆう	久米郡久米南町山ノ城 399-14	086-728-9115
白寿荘デイサービスセンター	久米郡美咲町打穴下 412-5	0868-66-2727
デイサービス たけべ	岡山市北区建部町建部上 557-2	086-722-0030
いなほデイサービスセンターいこう	岡山市北区建部町川口 790-1	086-722-4115
いなほデイサービスセンターふらっと	岡山市北区建部町川口 790-3	086-722-4116

2)通所リハビリテーション(デイケア)

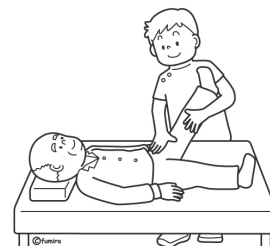
医師の指示に基づき、介護老人保健施設・病院・診療所などに通い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために、必要なリハビリを受けることができます。

◆サービス内容

送迎、食事(昼食)、理学療法士などの専門職による機能訓練、レクリエーションなど

要介護1～5

	利用者負担(1割・1回につき) *6時間以上7時間未満の場合
要介護1	710円
要介護2	844円
要介護3	974円
要介護4	1,129円
要介護5	1,281円



*上記自己負担のほかに、参加回数分の食事代(600円前後)がかかります。また、リハビリなどに伴う加算がつきます。

要支援1、2

	利用者負担 (1割・1月につき)
要支援1	2,053円
要支援2	3,999円

＊上記自己負担のほかに、参加回数分の食事代(600円前後)がかかります。また、リハビリなどに伴う加算がつきます。

◆久米南町を指定範囲内とする主な事業所

事業所名	住所	電話番号
介護老人保健施設 葵の園 岡山福渡 通所リハビリテーション	岡山市北区建部町福渡 408-1	086-722-5052

3)住民主体による通いの場

生活支援サポーターが運営するデイサービスで、身体機能維持向上のため、体操やレクリエーション、認知症予防を目的とした交流の場です。

要支援1、2または基本チェックリスト対象者

◆サービス内容

生活支援サポーターによるデイサービス(カッピーの居場所)
体操やレクリエーションなど

利用者負担 (1回につき・昼食代含む)
500円

＊介護保険外のサービスです。

3-3 短期入所サービス

1)短期入所生活介護(ショートステイ)

特別養護老人ホーム・老人保健施設などで、食事・入浴などのサービスを短期間の泊まりで受けることができます。

◆金額について

主な利用料金(食費・居住費以外)は以下のとおりです。(1割、1日につき)

	従来型個室	ユニット型個室	多床室
要支援1	446円	523円	446円
要支援2	555円	649円	555円
要介護1	596円	696円	596円
要介護2	665円	764円	665円
要介護3	737円	838円	737円
要介護4	806円	908円	806円
要介護5	874円	976円	874円

* 上記以外に、加算要件などで別途金額がかかる場合があります。

◆久米南町を送迎範囲内とする主な施設

施設名	住所	電話番号
イーエスサウスヒルズ	久米郡久米南町下弓削 647	086-728-3111
川柳の里 三清荘	久米郡久米南町羽出木 753-11	086-728-3700
白寿荘	久米郡美咲町錦織 2357-1	0868-66-2443
愛和荘	津山市桑下 1272-3	0868-57-9800
旭水荘	岡山市北区建部町福渡 1005-1	086-722-2511
介護老人保健施設 葵の園 岡山福渡	岡山市北区建部町福渡 408-1	086-722-3000
たけべ	岡山市北区建部町建部上 557-2	086-722-1551



3-4 住宅改修・福祉用具

1)住宅改修

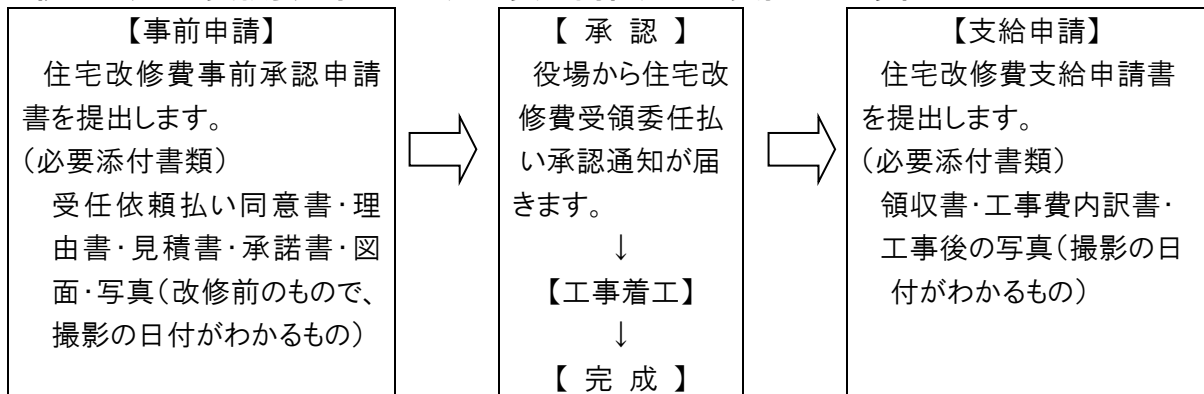
自宅での生活を安全なものにするために、介護保険を使って住宅を改修することができます。20万円までの工事に対して、その内の7割～9割を介護保険で負担します。

◆該当する工事

- ①手すりの取り付け
- ②段差の解消、通路等の傾斜の解消、転落用防止柵の設置(付帯工事)
- ③滑りの防止・移動の円滑化のための床材の変更
- ④引き戸等への扉の取替え・新設、扉の撤去
- ⑤和式から洋式便器への便器の取替え



◆手続きの流れ【受領委任払い(自分の負担割合分だけ支払う)の場合】



*必ず役場から承認通知が届いてから、工事を着工してください。

*多くの書類が必要なうえ、介護保険で給付できない工事など判断が難しいことがありますので、工事を計画されるときには、担当のケアマネジャーか役場保健福祉課へお問い合わせください。

*支払いは、償還払い(全額かかった費用を支払い後から保険負担分が払い戻される)と受領委任払い(自分の負担割合分だけ支払う)のどちらか方法があります。

2)福祉用具貸与

動作の安全や介護負担の軽減のために、下記の用具を介護保険の中でレンタルすることができます。

◆レンタル品目

福祉用具の種類	具体的な器具
車いす	自走用標準型車いす、普通型電動車いす、介助標準型車いす
車いす付属品	クッション又はパッド、電動補助装置、テーブル、ブレーキ
特殊寝台	介護ベッド(ベッドの背の角度や床部分の高さが調節可能なベッド) 起き上がり補助装置(既存のベッドや床に設置して使用するもの)
特殊寝台付属品	サイドレール、マットレス、ベッド用手すり、テーブル、介助用ベルト(入浴以外)
床ずれ予防器具	空気マット、水・シリコン・ウレタン・ゲル製などの全身マット
体位変換器	姿勢を変える空気パッドなど
手すり	取り付け工事不要なもの
スロープ	取り付け工事不要なもの
歩行器	4脚や2輪・3輪・4輪・5輪のもの
歩行補助杖	松葉杖、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチなど
認知症高齢者徘徊感知器	室内の出入り口に設置し、認知症の方の出入りを知らせる装置 離床センサー(ベッドや布団から離れたことを介護者に知らせる装置)
移動用リフト (吊り具部分以外)	浴室・浴槽、居室などに置く据置き式または固定式リフトなど 階段移動用リフト
自動排泄処理装置	尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能なもの

要支援～要介護1の方は・・・

次の福祉用具は原則貸与の対象となりません。利用する場合は、利用条件が決められていますので、担当のケアマネジャーにご相談ください。

- 車いす・車いす付属品
- 特殊寝台・特殊寝台付属品
- 床ずれ予防器具
- 体位変換器
- 認知症高齢者徘徊感知器
- 移動用リフト



3)福祉用具購入

福祉用具のうち、入浴・排泄に関連する用具については、レンタルではなく、購入していただくようになっています。限度額は年間10万円とし、そのうちの7割～9割を介護保険で負担します。

ただし、指定の業者から購入しなければ、介護保険の適用は受けられませんので、購入をお考えの際は、ケアマネジャー又は保健福祉課にご相談ください。

◆購入品目

種 目	説 明
(1)腰掛便座	次のいずれかに該当するもの ① 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの ② 洋式便器の上に置いて高さを補うもの ③ 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの ④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。例：ポータブルトイレ等） ⑤ 腰かけ便座の底上げ部材
(2)自動排泄処理装置の交換可能部品	尿が自動的に吸引されるもので、本人または家族が容易に使用できるもの
(3)入浴補助用具	座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。 ① 入浴用いす 座面の高さが概ね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。 ② 浴槽用手すり 浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。 ③ 浴槽内いす 浴槽内に置いて利用することができるものに限る。 ④ 入浴台 浴槽の縁にかけて浴槽内への出入りを容易にすることができるものに限る。 ⑤ 浴室内すのこ 浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。 ⑥ 浴槽内すのこ 浴槽内の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。
(4)簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のための工事を伴わないもの 「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であって使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含む。また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。
(5)移動用リフトのつり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること

4. 施設サービス

4-1 老人福祉施設

1) 養護老人ホーム

65歳以上の方で、身体上若しくは環境上の理由及び経済的な理由などで、自宅での生活が困難な方が入所することができます。

- ★食事は作ってくれますが、おおむね身の回りのことが自立している方に限ります。
- ★申し込みは役場保健福祉課で受け付けます。(身元引受人が必要となります)
- ★入居費は本人の年金や世帯収入に応じて、その範囲の中で支払える額を設定します。

◆近隣の主な施設(下記以外にもありますので、ご相談ください)

施設名	住所	電話番号
静香園	久米郡美咲町打穴下 1766	0868-66-0012
ときわ園	津山市井口 100-1	0868-22-4973
玉松園	岡山市北区御津金川 123	086-724-0058

2) 軽費老人ホーム

有料老人ホームに比べて、低額な料金で入所でき、食事その他日常生活上必要な便宜を提供する施設です。

- ★施設への申し込みは、直接ご家族が行く必要があります。役場では申し込みができません。
- ★料金は本人収入及び施設によって異なりますが、おおむね 7 万円から 10 万円程度です。

◆近隣の主な施設(下記以外にもありますので、ご相談ください)

施設名	施設の種類	住所	電話番号
たけべの里	自立型・介護付き	岡山市北区建部町建部上 557-2	086-722-0006
イーエスガーデン	自立型・介護付き	津山市津山口 307	0868-25-2000
オークパーク	自立型・介護付き	津山市一方 216-3	0868-23-0989
サンシティーうぐいす	自立型・介護付き	津山市国分寺 988-1	0868-26-8100
ケアハウス百壽	自立型・介護付き	久米郡美咲町書副 192-3	0868-64-7751
ローズガーデン	自立型・介護付き	赤磐市塩木 10-1	086-954-2000

* 詳しくは直接施設へお問い合わせください。

3)特別養護老人ホーム

65歳以上の方で、身体上又は精神上著しい障害があるため、常時介護を必要とし、自宅生活が困難な方が入所することができます。

★施設への申し込みは、直接ご家族が行く必要があります。役場では申し込みができません。

★原則として、要介護3以上の方が入所できます。要介護1や要介護2の方であってもやむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が困難な方については、特例的に入所できます。

★料金については、施設により異なりますので、直接施設へお問い合わせください。

◆町内及び近隣の施設(下記以外にもありますので、ご相談ください)

施設名	住所	電話番号
イーエスサウスヒルズ	久米郡久米南町下弓削 647	086-728-3111
川柳の里 三清荘	久米郡久米南町羽出木 753-11	086-728-3700
白寿荘	久米郡美咲町錦織 2357-1	0868-66-2443
吉井川荘	久米郡美咲町吉ヶ原 838	0868-62-1277
愛和荘	津山市桑下 1272-3	0868-57-9800
鶯園	津山市瓜生原 337-1	0868-26-0888
旭水荘	岡山市北区建部町福渡 1005-1	086-722-2511
津高寮	岡山市北区津高 436-1	086-252-1100
パインスクエア	赤磐市稲蒔 1222	0869-54-0123

* 詳しくは直接施設へお問い合わせください。

4-2 老人保健施設

病状が安定し、リハビリを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所する施設です。医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、介護保健施設サービスを受ける必要性が高い方を優先的に入所させることとなっています。

★施設への申し込みは、直接ご家族が行く必要があります。役場では申し込みができません。

★「要介護1」から申し込みができます。

★料金については、施設により異なりますので、直接施設へお問い合わせください。

◆近隣の施設(下記以外にもありますので、ご相談ください)

施設名	住所	電話番号
エリシウム柵原	久米郡美咲町吉ヶ原 981-1	0868-62-7565
ケアガーデン津山	津山市河辺 332-1	0868-21-7711
津山ナーシングホーム	津山市野介代 1656-1	0868-31-7111
エスポアール城西	津山市田町 151-5-1	0868-24-5555
葵の園・岡山福渡	岡山市北区建部町福渡 408-1	086-722-3000
虹	苫田郡鏡野町古川 1406	0868-54-3250

* 詳しくは直接施設へお問い合わせください。

4-3 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

日常生活に介助を必要とする認知症の高齢者の方が、少人数のグループとなり、住み慣れた地域の家庭的な環境下で、専門職員による入浴・排泄・食事等の介護サービスを受けながら、自立した日常生活を営む共同生活住居です。

- ★住所地にあるグループホームしか入居することができません。(地域密着型)
- ★認知症と診断された方しか入居することができません。また、共同生活が可能な方が入居できることとなっています。
- ★施設への申し込みは、直接ご家族が行く必要があります。役場では申し込みができません。

◆町内のグループホーム

名 称	和楽の家久米 (久米郡久米南町上神目436)
電話番号	086-722-5255
入居対象者	○要支援 2～要介護 5 と認定を受けている方 ○認知症と診断された方 ○共同生活が可能な方
利用定員	18 名(全個室) 9 名×2ユニット
料 金	基本料金 約 110,000 円(1 ヶ月あたり) ※所得状況により軽減制度があります。 基本料金以外に、介護度によって 1 ヶ月あたり 25,000 円前後かかります。 また、おしめ代・衣類・医療費などは別途実費がかかります。

* 詳しくは直接施設へお問い合わせください。

4-4 その他施設

1) 有料老人ホーム

介護付きと言われるものから、健康な方しか入居できないものまで大きく分けて 3 種類の施設があります。食事は施設により提供されますが、入居の際には必要な家具などを自分で揃えなくてはならないのが一般的です。

施設で介護を受けられるものから、介護が必要となったら退去しなくてはいけないなど、施設によって様々ですので、詳しくは希望の施設にお問い合わせください。

- ★施設への申し込みは、直接ご家族が行く必要があります。役場では申し込みができません。
- ★料金については、施設により異なりますので、直接施設へお問い合わせください。

2) サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の暮らしを支援するサービスの付いたバリアフリー住宅です。安否確認と生活相談のサービスの提供があります。

- ★施設への申し込みは、直接ご家族が行く必要があります。役場では申し込みができません。
- ★料金については、施設により異なりますので、直接施設へお問い合わせください。

5. 利用料金について

5-1 自己負担割合について

介護保険負担割合証・・・介護保険サービスを利用する場合の負担割合が記載されています。負担割合証の適用期間は、1年(毎年8月1日から翌年の7月31日まで)です。所得が確定し、毎年7月頃に負担割合証が交付されます。

所得区分	自己負担割合
①65歳以上で本人の合計所得金額が220万円以上 ②本人を含めた同一世帯の65歳以上の方の年金収入＋その他の合計所得金額が ◆1人の場合340万円以上 ◆2人以上の場合、合わせて463万円以上	3割
①65歳以上で本人の合計所得金額が160万円以上 ②本人を含めた同一世帯の65歳以上の方の年金収入＋その他の合計所得金額が ◆1人の場合280万円以上 ◆2人以上の場合、合わせて346万円以上	2割
64歳以下の方、本人の合計所得金額が160万円未満の方等	1割

5-2 支給限度額

要介護区分ごとに1ヶ月の利用額の上限(支給限度額)が定められており、上限を超えた場合は全額利用者の負担となります。

要支援		要介護				
1	2	1	2	3	4	5
50,320 円	105,310 円	167,650 円	197,050 円	270,480 円	309,380 円	362,170 円

* 限度額の範囲内で、ケアマネジャーが使えるサービスを調整します。

5-3 負担限度額(居住費・食費)

施設で受けるサービスのうち、居住費と食費については、介護保険の対象となりませんが、下記に該当すれば、減額が適用されます。保健福祉課で申請が必要です。

【申請に必要なもの】

・預貯金(普通・定期)通帳、有価証券等の写し(本人、配偶者どちらも必要です。世帯分離していても配偶者とします)

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

利用者 負担 段階	所得の状況		預貯金等の 資産の状況	居 住 費				食 費
				従来型 個室	多床室	ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	
1	生活保護受給者の 方等		単身： 1,000 万円以下	490 円	0 円	820 円	490 円	300 円
		老齢福祉年金 受給者の方	夫婦： 2,000 万円以下	(320 円)				
2	世 帯 全 員 が 住 民 税 非 課 税	前年の合計所 得金額＋年金 収入額が 80 万円以下の方	単身： 650 万円以下 夫婦： 1,650 万円以下	490 円 (420 円)	370 円	820 円	490 円	390 円 【600 円】
3-①		前年の合計所 得金額＋年金 収入額が 80 万円超120万 円以下の方	単身： 550 万円以下 夫婦： 1,550 万円以下	1,310 円 (820 円)	370 円	1,310 円	1,310 円	650 円 【1,000 円】
3-②		前年の合計所 得金額＋年金 収入額が120 万円超の方	単身： 500 万円以下 夫婦： 1,500 万円以下	1,310 円 (820 円)	370 円	1,310 円	1,310 円	1,360 円 【1,300 円】
4	上記以外の方		負担限度額なし					

＜対象施設：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、ショートステイ など＞

* ()内の金額は、特別養護老人ホームに入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

* 【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

* 第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身：1,000 万円以下、夫婦：2,000 万円以下であれば支給対象となります。

* 上記金額は、居住費と食費だけです。介護保険適用部分については、ケアマネジャー又は施設にお問い合わせください。

5-4 グループホームの家賃等助成事業(居住費・食費)

グループホーム入居者の家賃及び食費の軽減を行っている事業者に助成金を交付することで、低所得者の負担軽減を図ります。申請が必要となりますので、保健福祉課へお越しください。

対象となる人(次のいずれかに該当する場合)	軽減額(1日あたり)
老齢福祉年金受給者又は住民税非課税世帯であって、(合計所得金額+課税年金収入額)の年額が80万円以下である人	1,000円
住民税非課税世帯であって、上記に該当しない人	500円

5-5 高額介護サービス費

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額(同じ世帯に複数の利用者がある場合には、世帯合計額)が、下表の負担上限額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。施設サービスの居住費、食費、日常生活費等の費用、住宅改修及び福祉用具購入の自己負担分は支給の対象になりません。

該当の方は初回のみ申請が必要となります。

◆上限額

区 分	自己負担の上限(月額)
市町村民税課税世帯で課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の65歳以上の方がいる世帯	140,100円(世帯)
市町村民税課税世帯で課税所得380万円(年収約770万円)以上690万円(年収約1,160円)未満の65歳以上の方がいる世帯	93,000円(世帯)
市町村民税課税世帯で課税所得383万円(年収約770万円)未満の65歳以上の方がいる世帯	44,400円(世帯)
世帯全員が市町村民税非課税の方	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金を受給している方 ・前年の公的年金等収入額とその他の合計所得金額との合計が年間80万円以下の方	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(個人)

◆申請について

該当の方には役場から申請書が送付されますので、下記のものを持って手続きにお越しください。

- 申請書(役場から送付されます)
- ＊一度申請すれば、次回からは指定の口座に自動的に振り込まれます。
- 印鑑
- 振込先口座がわかるもの(通帳等)

5-6 高額医療・高額介護合算制度

介護保険と医療保険の1年間の利用者負担額を合算して、年間で設けられた限度額よりも高額になった場合には、限度額を超えた分が後から支給されることとなっています。

◆対象となる期間

8月1日から翌年の7月31日までに医療・介護それぞれに支払った総額。

＊通常の高額医療制度・高額介護サービス費で還付されたものを除く。

◆申請について

詳しくは役場保健福祉課(086-728-4411)又は税務住民課(086-728-2115)までお問い合わせください。

久米南町独自のサービス



1. 生きがいデイサービス

介護保険に該当しない高齢者の方を対象に、日帰りでのレクリエーションや健康相談等の介護予防サービスを行います。

◆対象者

久米南町に住んでいる、65歳以上の介護保険に該当しない方とします。

＊利用者は1日20人程度となっています。

◆利用料

- ・1回 1,000円(送迎・食事代含む)
- ・手芸をされる方は、材料費をいただきます。

◆利用日

週に1回程度、地区別に行っています。詳しくは毎月の社協だよりをご覧ください。

◆事業の内容

- ・生活指導(日常生活の相談及び指導)
- ・日常動作訓練(輪投、健康器具の活用)
- ・給食サービス(昼食の提供)
- ・教養講座(健康の話など)
- ・手芸などの趣味活動



申し込み・問い合わせ先

久米南町保健福祉課 ☎ 086-728-4411

久米南町社会福祉協議会 ☎ 086-728-2000

2. 生活管理指導員派遣事業

介護保険に該当しない高齢者の方を対象に、生活管理指導員（ヘルパー）を派遣して、日常生活の指導や援助を行います。

◆対象者

久米南町に住んでいる、おおむね65歳以上で介護保険に該当しない一人暮らしの方

◆利用料

・1回 160円

◆利用回数

1回30分から1時間程度とし、週1回までを限度とします。

◆事業の内容

- ・日常生活に関する支援・指導（基本的な生活習慣を習得させるための支援・指導）
- ・家事に対する支援・指導



申し込み・問い合わせ先

久米南町保健福祉課 ☎ 086-728-4411

久米南町社会福祉協議会 ☎ 086-728-2000

* 申し込みの際に身体状況票をご記入いただきますので、ご了承ください。

3. ふれあい・いきいきサロン

いきいきとした暮らしに必要な地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」を図る活動です。身近なところで高齢者等が気軽に集まることができる場です。各地区の集会所等で実施されています。

◆対象者

年齢を問わず、開催地区にお住まいの方

◆参加費

地区によって異なります。

◆開催日・開催場所

月1回程度、開催場所は各地区の集会所等になります。

詳細は、社会福祉協議会へお問い合わせください。



問い合わせ先

久米南町社会福祉協議会 ☎ 086-728-2000

4. 緊急通報装置等購入補助事業

高齢者の方の安心・安全及び安否見守りを目的として、緊急通報装置等を購入された方に対して、補助を行っています。

◆対象者

- ・65歳以上の一人暮らしの方
- ・高齢者(65歳以上)のみの世帯で、同居の方が障害や寝たきりなどで介護の必要が在る方
- ・医師により認知症と診断された方(世帯構成は問いません)

◆対象装置及び補助金額

対象装置	装置の性能	補助率及び補助金額
緊急通報装置	対象者が身につけることが可能で、ごく簡単な操作による緊急事態を自動的に受信センター等に通報することが可能な機器	補助率は1/2とし、2万円を限度とする。
機器を利用した安否見守りサービス	電話、インターネット等を利用して、対象者が生活を継続していることを確認できるもの	契約料、加入料、初期工事費用を対象とし、2万円を限度として全額
GPSを利用して位置情報を確認できる機器	GPS機能を有し、外部からインターネット等で位置が確認できるサービスのあるもの	補助率は1/2とし、2万円を限度とする。

◆申請について

下記のものを持って保健福祉課に申請にお越しください。

- 領収書(購入したものがわかるパンフレットなどの写しがあれば添付してください)
- 振込先口座がわかるもの(通帳など)

申請・問い合わせ先

久米南町保健福祉課

☎ 086-728-4411

5. 日常生活用具購入補助事業

高齢者の方の安心・安全のために下記の日常生活用具を購入された方に対して、補助を行っています。

◆対象者及び対象商品について

種 目	対 象 者	性 能	基 準 単 価
電 磁 調 理 器	・65歳以上の一人暮らしの方で、要介護（要支援）認定を受けている方 ・65歳以上の高齢者のみの世帯で、同居の方が要介護（要支援）認定を受けている方	電磁による調理器であって、高齢者が容易に使用し得るものであること。	41,000円
火 災 警 報 器		屋内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るものであること。	28,700円
自 動 消 火 器		室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し初期火災を消火し得るものであること。	15,500円

◆補助金額について

購入金額もしくは基準単価のどちらか安い方の1/2を町が負担します。

◆申請について

購入される前に申請する必要がありますので、下記のものを持って保健福祉課にお越しください。

- 購入しようとする機器《機種・金額》がわかるもの（パンフレット等）
- 見積書

申請・問い合わせ先

久米南町保健福祉課

☎ 086-728-4411

6. 介護者手当て

在宅で介護をしている介護者の方に対して、手当てが支給されます。

◆対象者

久米南町に住所を要する要介護者(要介護4及び要介護5の方)を介護している方で、次のいずれにも該当する方に対して支給します。

- (1) 要介護者及び介護者が町税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を滞納していないこと
- (2) 支給基準日(毎年3月1日、6月1日、9月1日及び12月1日)に在宅で引き続き3ヶ月以上介護していること
- (3) 支給基準日に受給資格(*注1)が消滅していないこと
- (4) 他の事業により同様の手当ての支給を受けていないこと

(*注1)受給資格とは、要介護者が要介護4及び5であって、死亡・施設入所・長期入院(1ヶ月以上)を行っていない場合です。

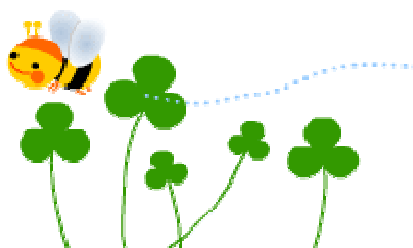
◆手当額

要介護者1人につき、1ヶ月 10,000円

◆申請について

基準月に町から該当者の方へ申請書を送付しますので、下記のものを持って保健福祉課に手続きにお越しください。

- 申請書(町より送付されたもの)
- 口座(*口座名義が介護者の方のものに限る)がわかるもの



申請・問い合わせ先

久米南町保健福祉課

☎ 086-728-4411

7. 障害者等生活支援事業

紙おむつ等を日常的に使用する方に対して、紙おむつ等の処理に使用する指定ごみ袋を支給し、在宅福祉の向上を目的とするものです。

◆対象者

- ①久米南町障害者地域生活支援事業運営基準に基づき、ストマ用装具又は紙おむつの給付を受けている方
- ②要介護4又は要介護5の認定を受けている方

◆支給枚数

①又は②に該当の方については、下記の表の枚数を年に1度まとめてお渡しします。

5月末までに手続きをされた方には、50枚(1年間分)を支給します。6月以降に手続きをされた方には、申請月からの枚数となりますので、支給事由が発生した場合は早めの手続きをお願いいたします。

支給事由発生月											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
50枚	50枚	40枚	40枚	40枚	30枚	30枚	20枚	20枚	20枚	10枚	10枚

◆申請について

毎年4月または支給事由が発生した日から30日以内に下記のものを持って、保健福祉課に申請手続きにお越しください。また、引き続き支給を受ける場合は、毎年4月に更新が必要です。必ず4月中に保健福祉課に申請をしてください。申請が遅れると、上記の表のとおり支給枚数が減ってきますので、ご注意ください。

● 印鑑

申請・問い合わせ先

久米南町保健福祉課

☎ 086-728-4411

8. デマンド交通 カッピのりあい号

予約制で、町内のどこへでも行くことができる交通手段です。出発時間帯が決まっており、予約が必ず必要です。

◆対象者

町内外、どなたでも利用できます。

◆運行日

平日：7:30～18:30 土日祝日：8:00～17:00

年末年始(12月29日～1月3日)を除く

◆利用料金

乗車一回につき300円(以下を証明できる方は割引されます)

- ・小学生及び生活保護受給者、おかやま愛カードの保持者、該当の各種障害手帳等をお持ちの方は半額
- ・小学生未満は無料

◆予約の方法

電話予約：エスアールティー ☎ 0120-728-306

スマートフォンアプリでの予約：個別で登録が必要になります。

(詳しくは久米南町のホームページにて)

- ・予約受付時間は、運行時間と同じです。
- ・目的地に直行する一般のタクシーとは異なり、複数の方との乗り合いのため、時間に余裕をもつてご利用ください。町外に行くことはできません。
- ・タクシーと同様に車両が出払っている場合、配車にお時間をいただくことがあります。

予約・問い合わせ先

エスアールティー ☎ 0120-728-306

認知症関係



1. 心および認知症の相談日

- ◆対象者 物の忘れ、不眠、いらいら、介護疲れ等でお悩みの方
- ◆日 時 偶数月 第1火曜日午後
- ◆相談医 認知症疾患センター専門医
- ◆会 場 来所相談または自宅訪問
- ◆申 込 役場保健師まで予約が必要

2. 認知症初期集中支援チームによる訪問

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の方やご家族に対して、専門的な助言や支援を行います。保健福祉課の専門職が個別に支援していきます。

◆対象者

在宅で生活している40歳以上の人で認知症が疑われる人または認知症の人で次のいずれかに該当する人

- ・認知症疾患の診断を受けていない、または治療を中断している人
- ・適切な介護サービスに結びついていない人
- ・医療・介護サービスは受けているが、認知症による症状が強く、対応に困っている人

＊医療・介護の専門職が対象者やその家族のご自宅へ訪問、支援チームで現状の課題から、専門病院への受診を勧めたり、介護保険サービスに結びつけたりなど、今後の方向性を検討していきます。

3. 相談窓口

1) 認知症についての相談

【町の相談窓口】

- ・保健福祉課 保健師 ☎ 086-728-2047
- ・地域包括支援センター ☎ 086-728-2090

＊認知症の相談を随時行っています。

＊認知症専門医師の無料相談を予約制で行っています。

2)緊急のとき対応してほしい:休日・夜間

【町の相談窓口】

・久米南町役場 ☎ 086-728-2111

＊日直・宿直が対応します。

3)どこに行ったのか行方がわからなくなった

・美咲警察署 ☎ 0868-66-0110

・久米南町役場 ☎ 086-728-2111

4)自分が認知症かどうか知りたい

・まず「かかりつけ医師」に相談しましょう。

・認知症専門医療機関は、

「もの忘れ外来」「精神科」「神経内科」「脳神経外科」などの診療科です。

5)その他の相談場所

・おかやま認知症コールセンター

☎ 086-801-4165 月～金曜日 10:00～16:00

・おかやま若年性認知症支援センター

☎ 086-436-7830 月～金曜日 10:00～16:00

【悪質商法の被害相談】

・岡山県消費生活センター津山分室

☎ 0868-23-1247 月～金曜日(年末年始祝日除く)
9:00～12:00、13:00～16:30

介護保険適用外サービス



1. ほっとパーキングおかやま

車いすマークの駐車場(身体障害者等用駐車場)を利用できる方を明らかにした上で、その対象者(障害のある方や高齢の方、妊産婦などで歩行が困難な方)に専用の利用証を交付する一方、県と協定を結んだ施設に駐車スペースを確保し、利用証を交付された方がそのスペースを優先して利用できるよう、車いすマークの駐車場(身体障害者等用駐車場)の適正利用を図るものです。

◆対象者及び有効期間

交付対象者		有効期間
身体、知的又は精神に障害があり、歩行が困難な方		対象でなくなるまで
高齢(要介護1から要介護5)、難病等により、歩行が困難な方		
一時的に歩行が困難な方	けがをされている方	車いす・杖などの使用期間 (最長1年以内)
	妊産婦 (産後は乳児同乗の場合のみ)	妊娠7ヶ月～産後1年

◆申請について

交付申請は、役場保健福祉課のほか、県庁障害福祉課、県民局健康福祉部、県保健所で受け付けています。

【窓口へ持参する場合】

上記の窓口へ申請書を提出してください。

【郵送する場合】

郵送による申請は、県庁障害福祉課でのみ受け付けます。

申請書や確認書類の写しのほか、利用証の返信用に140円切手を同封ください。

申請の際、確認のため、それぞれ次のものをご提示いただきます。(郵送の場合は、写しを添付してください)

ご提示いただくもの

- ・ 身体障害のある方・・・身体障害者手帳
- ・ 知的障害のある方・・・療育手帳
- ・ 精神障害のある方・・・精神障害者保健福祉手帳
- ・ 高齢の方・・・介護保険被保険者証
- ・ 難病の方・・・特定疾患医療受給者証
- ・ 妊産婦・・・母子健康手帳
- ・ けが人・・・医師の診断書等及び身分証明書(本人確認書類)

※ 平成24年4月1日から全国相互利用が可能になっています。県内だけではなく、全国の車いすマークの駐車場で使用できますので、必ず車載してください。

2. お弁当宅配サービス

民間業者が行っている配食サービスがあります。体の状態に応じた食事提供をしている業者もありますので、下記をご参考にしてください。

◆申し込みについて

申し込みは、直接業者にさせていただく必要があります。料金や利用日は業者により異なりますので、詳細は直接業者にお問い合わせください。

業 者 名	所在地	電話番号
けんたくん津山店	津山市	0868-23-1380
ヨシケイ岡山	岡山市	086-243-8500
ミールタイム (株)ファンデリー	東京都	0120-054-014

3. 介護タクシー

介護や補助の必要な高齢者、身体障害者の利用時に、乗降などの介助を受けることができます。

業 者 名	住 所	電話番号
つくし介護タクシー	久米郡久米南町里方 764-2	086-728-2660 0120-294-017
介護タクシーそよ風	久米郡美咲町周佐 800	0868-62-0264
有本交通	久米郡美咲町錦織 1358	0868-66-1101
介護タクシーはるか	久米郡美咲町小瀬 365-1	080-2899-3588
介護タクシーさつき	津山市二宮 1940	0868-28-7150
介護タクシーひこうきぐも	津山市押入 791-1	0868-35-0790

※社会福祉協議会では、福祉車両の貸し出しをしています。料金等の詳細は社会福祉協議会（☎ 086-728-2000）へお問い合わせください。



4. 生活支援サービス

おかやまコープの生活支援サービス

くらしの「困りごと」を総合窓口でお聞きし、生協の事業や活動、さまざまな団体へとつなぎ、ふだんのくらしを応援します。



地域の中で、利用者と応援者が
お互いさまの気持ちで支えあう活動です。

◆対象者

高齢・病気・けが・障害・子育て・産前産後などで家事にお困りの方

◆サービス内容

掃除・庭の草取り・食事づくり・洗濯・外出同行・話し相手・買い物の代行など

◆お受けしていないこと

車に同乗しての活動
留守宅での活動
暑い時期の草取り
専門的知識や技術を必要な介護や看護 など



◆利用料金

1時間980円、30分までは630円(30分単位で利用可能)

代行は別途交通費がかかります。

利用者は組合員に限定しませんが事前登録が必要です。

宅配サービス

食料品や日用品、重いものも、週に一度、個配なら玄関までお届けします。



申し込み・問い合わせ先

おかやまコープ生活支援サービス総合窓口

(フリーダイヤル) ☎ 0120-378-502

(月～金曜／9：00～17：00)

